政　令

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）第五条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（平成二十七年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「一」を「二」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○海上保安庁告示第五十二号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十一月十六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	三ツ子島無線方位信号所
位置	
所在地	香川県小豆郡小豆島町（地蔵埼灯台）
北緯	三四―二四―五七
東経	一三四―一四―〇七
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	鍋島灯台（香川県坂出市）の南方約一・二キロメートル
位置	
所在地	
北緯	三四―二二―一八
東経	一三三―四九―二二
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	地蔵埼無線方位信号所
位置	
所在地	
北緯	三四―二四―五七
東経	一三四―一四―〇七
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	六島無線方位信号所
位置	
所在地	岡山県笠岡市（六島）
北緯	三四―一八―〇〇
東経	一三三―三二―〇一
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	高井神島無線方位信号所
位置	
所在地	愛媛県越智郡上島町（高井神島）
北緯	三四―一一―四三
東経	一三三―一六―〇四
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	周防野島無線方位信号所
位置	
所在地	山口県防府市（周防野島灯台）
北緯	三三―五六―一四
東経	一三一―四一―四四
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	水ノ子島無線方位信号所
位置	
所在地	大分県佐伯市（水ノ子島灯台）
北緯	三三―〇二―三七
東経	一三二―一〇―三八
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	水納島無線方位信号所
位置	
所在地	沖縄県国頭郡本部町（水納島）
北緯	二六―三八―四五
東経	一二七―四九―一四
廃止年月日	平成二十八年九月三十日

名称	第二海堡無線方位信号所
位置	
所在地	千葉県富津市（第二海堡）
北緯	三五―一八―四二
東経	一三九―四四―三三
廃止年月日	平成二十八年十月四日

名称	釣島無線方位信号所
位置	
所在地	愛媛県松山市（釣島灯台）
北緯	三三―五三―三六
東経	一三二―三八―二一
廃止年月日	平成二十八年十月四日

名称	神子元島無線方位信号所
位置	
所在地	静岡県下田市（神子元島灯台）
北緯	三四―三四―三一
東経	一三八―五六―三〇
廃止年月日	平成二十八年十月十四日

○海上保安庁告示第五十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十八年十一月十六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称	釧路埼ディファレンシャルGPS局
位置	
所在地	北海道釧路市（知人鼻）
北緯	四二―五八―〇六
東経	一四四―二二―二九
変更年月日	平成二十八年九月三十日
変更した事項	
記事	本ディファレンシャルGPS局は、位置誤差補正情報のほか、位置誤差を測定する基準局の位置、GPS衛星の状態等のディファレンシャルGPSの利用に関する情報を通報している。

名称	網走ディファレンシャルGPS局
位置	
所在地	北海道網走市（帽子岩三角点の南方約三・三キロメートル）
北緯	四三―五九―五三
東経	一四四―一七―二六
変更年月日	平成二十八年九月三十日
変更した事項	
記事	本ディファレンシャルGPS局は、位置誤差補正情報のほか、位置誤差を測定する基準局の位置、GPS衛星の状態等のディファレンシャルGPSの利用に関する情報を通報している。

名称	宗谷岬ディファレンシャルGPS局
位置	
所在地	北海道稚内市（宗谷岬）
北緯	四五―三一―一四
東経	一四一―五六―一〇
変更年月日	平成二十八年九月三十日
変更した事項	
記事	本ディファレンシャルGPS局は、位置誤差補正情報のほか、位置誤差を測定する基準局の位置、GPS衛星の状態等のディファレンシャルGPSの利用に関する情報を通報している。

名称	積丹岬ディファレンシャルGPS局
位置	
所在地	北海道積丹郡積丹町（積丹岬）
北緯	四三―二二―一四
東経	一四〇―二八―〇四
変更年月日	平成二十八年九月三十日
変更した事項	
記事	本ディファレンシャルGPS局は、位置誤差補正情報のほか、位置誤差を測定する基準局の位置、GPS衛星の状態等のディファレンシャルGPSの利用に関する情報を通報している。